

# 学校法人埼玉医科大学埼玉医科大学病院病院長選考規程

(平成 30 年 11 月 24 日制定)

改正 令和元年 11 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 特定機能病院である埼玉医科大学病院(以下「当院」という。)の病院長(以下「病院長」という。)の選考については、学校法人埼玉医科大学病院長等選考規程(平成 16 年 11 月 20 日制定。以下「法人病院長等選考規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(病院長の選考)

第 2 条 病院長の選考に当たっては、法人病院長等選考規程第 4 条から第 10 条までに定めるもののほか、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)に定めるところにより、第 2 項、第 3 項及び次条各項の規定によりこれを行うものとする。

2 病院長は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
- (4) 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者

3 選考委員会は、法人病院長等選考規程第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる委員のうち、次の各号の要件を満たす、医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者 2 名以上を含めて選考し、計 5 名以上の委員をもって組織する。

- (1) 過去 10 年以内に法人と雇用関係にない者
- (2) 過去 3 年間に於いて、一定額を超える寄付金又は契約金等を法人から受領していない者
- (3) 過去 3 年間に於いて、一定額を超える寄付を法人に対して行っていない者

(公表)

第 3 条 理事長は、法人病院長等選考規程第 4 条に規定する選考委員会を設置したときは、速やかに委員を選定し、委員名簿に当該委員の経歴及び選定理由を添えて公表するものとする。

2 理事長は、前条第 2 項に規定する要件の具体的内容を病院長選考基準により、あらかじめ定め公表する。

3 理事長は、病院長を決定したときは、氏名、選考理由及び選考過程を公表する。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 30 日)

この規程は、令和元年 11 月 30 日から施行する。